

特にご留意いただきたい点

1. 令和7年度からの変更点

(1) 国民健康保険健康診査(30代)の自己負担金統一について

30歳代の健康診査の自己負担金は一律1,500円とする。ただし、市民税非課税世帯の者は無料。※必ず、健診当日に、受診者が持参する主たる生計者の課税証明書(原本)で、非課税世帯であることを確認してください。(請求時、原本の提出は不要です。原本は本人に返却すること。)

対象	30歳代【課税世帯】	30歳代【非課税世帯】	(参考)40歳～74歳 (4/2以降国保加入者)
自己負担額 (変更前)	1,500円	500円	無料
自己負担額 【変更後】	変更なし	無料	変更なし
健診当日の 持ち物	受診券 マイナ保険証等	受診券 マイナ保険証等 課税証明書(主たる生計者のもの)(原本)	受診券 マイナ保険証等

受診券様式の変更

(全体)

令和7年度

静岡市国民健康保険健康診査受診券		有効期限	2026/3/31
世帯主 被保険者番号	氏名		
住所	静岡市		
受診者 氏名	世帯主との続柄		
資格取得年月日	生年月日(年度末3/31年齢)		
健診実施医療機関	受診者負担金	1,500円	
	ただし、主たる生計維持者が非課税であることの課税証明書原本を持参し、医療機関の窓口で提示した場合は0円。		
		課税証明書確認欄(30代)	確認時のみレを記入
追加検査項目 <input type="checkbox"/> 心電図 <input type="checkbox"/> 眼底検査	課税証明書確認後、原本は受診者に返却してください。	受診日 令和 年 月 日	

- 注意事項
1. 受診の際は、本券と被保険者情報を確認できるものを受付に提出し、受診者負担金額に記載の金額をお支払いください。
 2. 健診実施医療機関からの注意事項又は連絡事項は必ず守ってください。
 3. 受診日に国民健康保険の資格を喪失していた場合は、無効になります。
 4. 健康診査は1年度1回に限ります。

上記の者の静岡市国民健康保険健康診査をお願いします。

令和8年2月13日

健診実施医療機関 様

静岡市長 難波 喬司 印

被保険者番号	整理番号	生年月日	種類	区分	受診日	医療機関	受診券発行区

健康診査の結果は、静岡市が保管しこれを基に保健師が健康相談に向うことがあります。

(受診者負担金部分拡大)

受診者負担金	1,500円
ただし、主たる生計維持者が 非課税であることの課税証明書原本を持参し、 医療機関の窓口で提示した場合は0円。	
※課税証明書確認後、原本は受診者に返却してください。	
課税証明書確認欄 (30代) 確認時のみレを記入	

非課税世帯であることを確認したら✓を記入してください。
(原本は本人に返却する。市へのコピーの提出不要。)

2. その他

(1) 国民健康保険健康診査

1) 委託料請求時の添付資料(健診票)について

市の様式を使用せず医療機関の様式を使用する場合は、その様式の記載内容から健診必須項目を実施したことが読み取れるようにしてください。

2) 請求書の提出方法について

実施月ごとに、1枚請求書を作成して、ご提出ください。

(2) 詳細な健診項目(特定・後期健診)及び国保健診の眼底検査を実施する場合

国保連へ提出する健診結果データ(特定・後期健診)又は市へ提出する健診票(国保健診)において該当検査の実施基準を満たしていることが読み取れるようにしてください。

(3) 眼底検査(他院実施)※医師会加入の個別医療機関のみ

医師会加入の健診実施医療機関が自院で眼底検査を実施できない場合、眼底検査のみを他院(医師加入医療機関に限る。)で実施するフローについて、令和7年5月から運用を開始しました。一定の基準の下※、重症化の進展を早期にチェックするため、詳細な項目として眼底検査を実施することが必要であると医師が判断した場合は、眼底検査の実施(自院で実施できない場合は他院への紹介)をお願いします。

詳細な健診を実施する有効期限は、健診実施医療機関への初回受診時(健診実施日)からの1か月以内です。健診実施医療機関からの依頼日ではありません。なお、「1か月」とは民法の規定により、「健診受診日の翌日(起算日)から翌月の起算日に応答する日の前日まで」となります。

※当該年度の健診結果等において、血圧又は血糖の値が受診勧奨判定値以上の者

(4) 結果説明

結果説明も含めての委託料となっています。対面・郵送のいずれの方法でも、受診者へ請求はしないでください。